

令和5年度三春町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

近年の社会環境は、人口減少や少子高齢化をはじめ、地域でのつながりの希薄化、孤立・孤独の問題など、公的制度だけでは解決できない様々な福祉課題が発生しており、その支援体制の充実が必要とされています。

こうした状況の中、本協議会では、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、住民・行政・福祉関係団体と連携し、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せに暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指して参ります。

令和5年度も、「三春町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に盛り込まれた社会福祉協議会の取り組みにより、さらなる地域福祉の充実に努めます。

特に、「身近な交流の場」、「地域の仲間づくり」、「地域での支え合い」の活動の場として進めた各地区57ヶ所の「サロン活動」の運営支援、活動内容のさらなる充実に取り組みます。

また、4年目を迎える三春町通所介護予防事業のさらなる充実を図るあことにより、将来的に介護者の増加を抑制し、毎日を元気に生活できるよう心身機能の向上に努めます。

さらには、私たちの生活に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症の対策も、町と連携しながら進めて参ります。

また、在宅福祉分野にあっては、利用者個々の意向に寄り添う形での運営を心がけ、町民から信頼されるサービスの展開を図っていきたくと考えています。そのため、利用者の細かなニーズにより対応できるよう職員の資質向上を図るとともに、サービスの質を確保しつつ安定的な経営にも努めて参ります。

II 地域福祉を推進するために

1. 組織・財政及び活動基盤の強化

- 理事会、評議員会、監事会、正副会長会議の開催
- 評議員選任・解任委員会の開催
- 社協会員拡充運動の推進
- 財務・人事・労務管理・法務等の適切な管理
- 経営基盤の確立のため福祉基金を充実
- 財務状況及び活動状況の公開
- 職員の研修・能力開発の充実

2. 一人ひとりが福祉への理解を深めるために

- 社協だより、町広報等による福祉啓発活動等広報活動の推進
- ホームページ、フェイスブックでの情報提供の推進
- 福祉用具の貸し出し
- 小・中学校の福祉教育学習の推進

3. 身近な地域における福祉活動を推進するために

- 各まちづくり協会福祉部会との連携
- 地域サロン事業の運営支援
- 地域福祉活動計画の作成
- 要援護者、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等の実態把握
- 歳末たすけあい運動募金配分金事業の実施
- 地域活動事業費等の助成
- 地域における支え合いを推進するための「生活支援サービス事業・おたがいさま」の実施
- ひとり暮らし高齢者交流会の開催
- ひとり暮らし高齢者お元気コール（毎週土曜日）
- 高齢者福祉、児童福祉、障がい者（児）福祉、母子父子福祉活動の支援
- 子育て支援活動への協力

4. さまざまなボランティア活動・町民活動を推進するために

- ボランティアセンターの運営並びにボランティアコーディネートの充実
- ボランティアだよりの発行
- 体験学習・ボランティア推進体制整備事業の実施

5. 誰もが安心して生活できるように

- 地域福祉権利擁護事業の趣旨普及
- 成年後見制度事業の推進
- あんしんサポート（日常生活自立支援事業）の推進
- 心配ごと相談所の運営（毎週火曜日）
- 総合生活相談窓口の設置
- 生活援助資金、生活福祉資金、総合支援資金の運用

6. 多様な団体・機関等との連携・協働

- 各種募金運動（赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金、日赤社員増強運動）の推進
- 民生児童委員協議会の活動支援及び連携
- 実習生受入の協力
- 各団体の事務局
三春町共同募金委員会、日赤三春町分区事務局、三春町民生児童委員協議会事務局、
三春町老人クラブ連合会事務局

7. 避難者等支援事業

- 避難者地域支援コーディネーターの配置により、災害公営住宅に居住する避難者の見守り支援、連絡調整等

Ⅲ 町からの受託経営事業

1. 地域包括支援センター事業

高齢者や家族等の介護予防、総合的な相談・支援、虐待防止等の権利擁護事業、ケアマネジャーへの支援を専門職種の職員により行うとともに、介護予防サービス計画作成及び評価を行い、介護予防を推進します。

さらに今年度は、認知症地域支援事業に専任者をあてて取り組みます。

2. 障がい者相談支援事業

障がい者が地域で安心して自立した生活を行うことができるよう、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい保健福祉サービスに結び付けていくための相談・支援を行います。

3. 生活支援体制整備事業

各地区ごとの地域福祉活動を推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、情報の収集や提供等、積極的でよりきめ細やかな活動を展開します。また、「通いの場（サロン）」のさらなる充実、拡充に努めます。

4. 通所型サービスC事業（介護予防のためのデイサービス）

三春町福祉会館において、基本チェックリストで運動機能等の低下がみられる虚弱高齢者に対し、理学療法士等が週1回全12回の運動機能訓練や栄養改善等のプログラムにより事業を実施します。

5. 障がい者生活介護（入浴サービス）

自宅での入浴が困難な方への入浴サービスを行う。なお、希望者には送迎サービスも実施します。

6. 福祉会館の管理運営

高齢者福祉の拠点である三春町福祉会館を指定管理者制度により管理運営を行います。

7. 高齢者住宅管理

三春町福祉会館に併設された高齢者住宅の施設管理を行います。

8. 緊急通報システム管理運営

安心して日常生活を送っていただくため、緊急通報装置及び動体センサーを電話回線に設置するもので、緊急時に三春町福祉会館に通報します。365日・24時間体制で維持管理します。

9. 宅配給食サービス事業

三春町に在住する高齢者及び障がい者に対し、宅配給食サービスを提供することにより、住み慣れた地域社会の中で生活していくことを支援し、高齢者等の保健福祉の向上に資することを目的として実施します。定期的（日曜を除く）に自宅に昼食の配達を行います。

10. 子育て支援ヘルパー派遣事業

産後1年以内で日中の介助者がなく支援の必要な家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を行います。

11. 富岡町サポートセンター管理事業（富岡町からの受託事業）

災害公営住宅等に居住し、支援を必要としている高齢者世帯、単身高齢者等に対し、日常生活に関する総合相談、交流事業、生きがい対策等の支援活動を行います。また、サポートセンターを活用して、三春町民との交流事業などを行います。

12. ファミリーサポートセンター事業

平成18年に三春町に設立された事業で、地域で住民同士が子育てを支え合う会員相互の援助活動であります。

IV 介護保険事業

豊かな地域社会の実現に向かって、地域に根ざした福祉活動を展開し、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等及びその家族に対し、在宅福祉の基本理念に基づき適正な支援・サービスを提供します。

1. 居宅介護支援事業（ケアマネジャーによる介護支援計画作成事業）

- (1) 介護認定申請の代行事務
- (2) 居宅サービス計画の作成
- (3) 介護認定調査の受委託事務
- (4) 居宅サービスのモニタリング（事後評価）

2. 訪問介護事業（ホームヘルプサービス事業）

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 身体介護＋生活援助

3. 介護予防通所介護事業（介護予防デイサービス事業）

- (1) 運動機能向上プログラム
- (2) 栄養改善プログラム
- (3) 口腔機能向上プログラム
- (4) 食事サービス
- (5) 認知症予防プログラム
- (6) 送迎サービス
- (7) 入浴訓練・支援

(8) その他必要なサービス

V 障がい者総合支援事業

障がいのある方が自分で決定することを尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、障がいのある方が自分でサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みができたため、在宅福祉の基本理念に基づき適正な支援・サービスを提供します。

○ 居宅介護事業

- (1) 身体介護 (2) 家事援助 (3) 日常生活支援 (4) 同行援護